

株主各位

## 議決権行使書のご返送のお願い

本年度は新型コロナウイルス感染防止のため、総会会場へご入場いただける人数に制限を設けさせていただきます。

当日ご入場いただけない場合がございますので、可能な限りご出席をお控えいただき同封の議決権行使書用紙にてご返送くださいますようお願い申し上げます。

株式会社日高カントリー倶楽部  
株主総会 事務局

### 議決権行使書

私は令和3年3月26日開催の株式会社日高カントリー倶楽部第62期定時株主総会の議案につき下記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

継続会または延会となった場合にも上記により議決権を行使します。

株主番号    個  
行使できる議決権の数  
株  
(  )  
所有株式数

令和3年3月 日

議案	取締役4名選任の件	原案に対し	賛 ( 除く )	否
----	-----------	-------	----------	---

議案につき賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとして扱います。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

株式会社日高カントリー倶楽部

株主番号    個  
行使できる議決権の数  
株  
(  )  
所有株式数

株式会社 日高カントリー倶楽部  
第62期定時株主総会

日時 令和3年3月26日(金曜日)午前8時30分

場所 埼玉県日高市高萩1203番地  
株式会社 日高カントリー倶楽部  
会議室

<お 願 い>

- ①当日ご出席願えない場合は、議決権行使書に賛否をご表示され、令和3年3月25日(木曜日)までにご返送下さい。
- ②当日総会にご出席の場合はこの用紙を切り離さずそのまま会場受付にご提出下さい。

令和3年3月吉日

株主各位

株式会社日高カントリー倶楽部  
代表取締役社長 高橋 正孝

## 株主懇親ゴルフ会のご案内

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、株主様へ下記の通り懇親ゴルフ会を開催いたしますのでご案内申し上げます。  
本年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、株主総会会場へのご入場いただける  
人数に制限を設けさせていただきます。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。  
尚、懇親ゴルフ会は例年通り開催いたしますのでご参加をお待ちしております。

敬具

### —— 記 ——

- 開催日 令和3年3月26日（金）  
西・南の各コースともに19組の予約枠  
各スタート時間は8時00分～となります。
- 参加資格 株主会員様
- 申込方法 令和3年3月12日（金）午前9時30分よりお電話にて受付いたします。  
予約は全て個人名予約といたします。名前の無い方はご予約できません  
のでご了承ください。必ずお名前の連絡をお願いします。  
又、「株主懇親ゴルフ会」参加とお申込みください。

受付電話：042-989-1311  
(当日のフリー受付はございません)

- 参加料等 当日の昼食代は無料（プレー代、飲み物、売店は別途）  
株主優待券及び記念品の進呈（食堂2階エントランスにて）

以上

令和3年3月10日

株 主 各 位

埼玉県日高市高萩1203番地

株式会社 日高カントリー倶楽部

代表取締役社長 高 橋 正 孝

## 第62期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、当社第62期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、  
ご案内申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 令和3年3月26日（金曜日）午前8時30分
2. 場 所 埼玉県日高市高萩1203番地  
株式会社 日高カントリー倶楽部 会議室
3. 会議の目的事項  
報告事項 第62期（令和2年1月1日から令和2年12月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項 取締役4名選任の件

以 上

株主各位におかれましては、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され  
令和3年3月25日（木曜日）までにご返送くださいますようお願い申し  
上げます。

株主総会にご出席される場合、新型コロナウイルス感染防止のためご入場いただける人数に制限を設けさせていただきます。ご用意できる席数を限らせていただきますので会場にご入場頂けない場合がございます。

また、株主総会にご出席される際は、マスク着用・アルコール消毒・検温などの感染防止予防策にご協力いただきますようお願い申し上げますと共にお手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

尚、例年株主総会終了後開催しております株主懇親ゴルフ会は、同封いたしますご案内通り同日に開催いたしますのでご参加のほど宜しくお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告 (令和2年1月1日から令和2年12月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

前年(2019年)に経験した大型台風の直撃もなく、地球温暖化による気候変動の中でマイルドな条件に恵まれました。一方このことは大量の松枯れを発生させることとなりました。

営業面では新型コロナウイルス感染症が次第に拡大し、特にゲストの来場は大幅に減少しました。

このような経済状況の中、当事業年度の営業日数は323日(前期比3日の減少)、総入場者は45,504名[会員30,747名(前期比872名の増加)、ゲスト14,757名(前期比3,801名の減少)]となり、売上高は775,694千円と前期比119,895千円の減少となりました。

売上高の内訳は次のとおりであります。

区 分	金 額	前期比増減	構 成 比
	千円	%	%
年会費及びロッカー収入	171,054	△0.1	22.1
ブ レ イ 収 入	470,871	△8.4	60.7
食 堂 売 店 売 上	112,787	△20.6	14.5
そ の 他 収 入	20,980	△69.2	2.7
合 計	775,694	△13.4	100.0

売上原価並びに販売費及び一般管理費は諸経費の削減取組みにより908,096千円と前期比199,215千円の減少となったものの、入場者の減少により営業損失132,401千円を計上する結果となりました。

営業外収益は名義書換料収入等の減少により、132,329千円と前期比5,156千円の減少となりました。

この結果、経常損失71千円及び当期純損失4,167千円を計上する結果となりました。

(2) 設備投資等の状況

償却年数の短い機械等の更新をメンテナンスリースで行っておりますが、今後諸般の状況によりフレキシブルな対応を行う方針です。当事業年度における設備投資の総額は、14,156千円で、その主なものは次のとおりであります。

構築物	深井戸モーターポンプ交換工事	2,550千円
リース資産	マイナンバー対策セキュリティー一式	4,164千円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 当社が対処すべき課題

従来より取り組んでおりました課題を継続いたすと共に次のテーマを行い推進いたす所存であります。

- 1) 会員並びにその家族及びゲストのために厳しい気候変動の中で最良のコースコンディションを提供し、顧客満足度UPに努めます。
- 2) 場内の松林を保存するため、これまで以上の資材と労力を投下いたします。
- 3) 開場60周年に当たる本年も厳しい諸般にはありますが、会員のためのイベントを催したく計画を進めております。
- 4) 各方面で取り上げられているSDGsの内、従来より着手している項目をさらに深く推進する方針であります。
- 5) 「ゴルフで認知症予防」のテーマにさらに協力し、ゴルフの社会的な必要性を広く知らせます。
- 6) 会社関係者の健康管理にさらに注力してまいります。

以上の課題に注力してまいる所存でありますので株主の皆様におかれまして、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※SDGs Sustainable Development Goals

テーマ	N03	すべての人に健康と福祉を
	N07	エネルギーをみんなに、そしてクリーンに
	N09	産業と技術革新の基盤を作ろう
	N013	気候変動に具体的な対策を
	N015	陸の豊かさを守ろう

全17テーマの内5テーマを対象といたします。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第59期 平成29年12月期	第60期 平成30年12月期	第61期 令和元年12月期	第62期(当期) 令和2年12月期
売 上 高(千円)	832,663	813,675	895,590	775,694
当期純利益又は 純損失(△)(千円)	△4,837	△46,840	△77,624	△4,167
1株当たり当期純利益 又は純損失(△)(円・銭)	△2,252.97	△21,816.80	△36,154.70	△1,941.20
総 資 産(千円)	3,979,300	3,928,806	3,795,767	3,769,563
純 資 産(千円)	1,399,288	1,352,396	1,274,762	1,270,557

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容(令和2年12月31日現在)

ゴルフ場及び食堂の経営並びにゴルフ用具の販売

(8) 主要な事業所(令和2年12月31日現在)

本社・ゴルフ場 埼玉県日高市  
東京営業所 東京都千代田区

(9) 従業員の状況(令和2年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性 29名	(減) 1名	45歳	12.2年
女 性 22名	(減) 7名	38歳	6.1年
合 計 均 51名	(減) 8名	42歳	9.6年

(10) 主要な借入先(令和2年12月31日現在)

該当事項はありません。



## 2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（令和2年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 2,980株
- ② 発行済株式の総数 2,547株
- ③ 株主数 1,562名
- ④ 大株主

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
	株	%
東 ソ 一 (株)	166	7.73
高 橋 正 孝	150	6.99
日産東京販売ホールディングス(株)	95	4.42
大 河 原 茂 夫	81	3.77
金 沢 朋 子	41	1.91
内 藤 潔	21	0.98
株 集 英 社	5	0.23
医 療 法 人 社 団 明 芳 会	3	0.14
宮 本 製 粉 (株)	3	0.14
旭 化 学 合 成 (株) 他28名	58	2.70

(注)当社は自己株式を400株保有していますが、上記大株主から除外しております。また持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（令和2年12月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高橋正孝	代表取締役社長	
大河原茂夫	取締役	
泉田保夫	取締役	
内藤潔	取締役	
多賀俊幸	取締役	
伊東輝昌	常勤監査役	
宮島壯太	監査役	
岩崎徳雄	監査役	

- (注) 1. 取締役内藤潔、多賀俊幸の2氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役伊東輝昌、宮島壯太、岩崎徳雄の3氏は、社外監査役であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取 締 役		監 査 役		計		摘 要
支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
6名	25,340千円	1名	1,800千円	7名	27,140千円	

- (注) 1. 平成2年3月30日開催の株主総会決議による報酬の額  
 取締役 年額 60,000千円以内  
 昭和57年3月26日開催の株主総会決議による報酬の額  
 監査役 年額 10,000千円以内
2. 上記支給額のほか使用人兼務取締役1名の使用人分の給与3,420千円の支給があります。
3. 社外役員5名の報酬の額は6,800千円であります。
4. 期末現在の人員は、取締役5名、監査役3名であります。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係  
 該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係  
 該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	当事業年度における主な活動状況
取締役 内 藤 潔	当事業年度開催の取締役会5回の内5回に出席し、経営の執行について指摘、助言を行っております。
取締役 多 賀 俊 幸	当事業年度開催の取締役会5回の内5回に出席し、経営の執行について指摘、助言を行っております。
監査役 伊 東 輝 昌	当事業年度開催の取締役会、監査役会11回の内11回に出席し、経営の執行について指摘、助言を行っております。
監査役 宮 島 壯 太	当事業年度開催の取締役会、監査役会11回の内10回に出席し、経営の執行について指摘、助言を行っております。
監査役 岩 崎 徳 雄	当事業年度開催の取締役会、監査役会11回の内11回に出席し、経営の執行について指摘、助言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人A&Aパートナーズ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の監査業務の報酬等の額	4,500千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－千円
合計	4,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、当社の都合による場合のほか、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当すると判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、監査役会の同意又は請求により、取締役会が会計監査人の解任又は不再任議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすためコンプライアンス・マニュアルを周知徹底させ、定期的にマニュアルの見直しを行うとともに教育等を実施する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。各部門の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告する。新たに生じたリスク並びに生じる恐れのあるリスクについては取締役会において対応責任者たる取締役を定める。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

意思決定プロセスの簡素化等により、意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については臨時取締役会を開催し合議制により慎重な意思決定を行う。

- (5) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを決めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の補助をする使用人は、各部門の部門長あるいは部門長が指名した使用人が必要に応じてこれに当たることとする。

(6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役はその使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、法令、定款に違反する恐れのある場合、あるいは会社に重大な損失を与える事実を発見した場合は当該事項を速やかに監査役（会）に報告する。また、その報告をした者が不利な取扱いを受けないよう体制を整備する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めるとともに取締役との定期的な意見交換会を開催し、また社外監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効率的な監査業務の遂行を図る。また、監査役の職務の執行について生ずる費用等については会社規程に則り適正に処理する。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は5回開催しており、社外監査役を含む監査役も出席し、経営への監視を行っている。

②監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は6回開催し、監査に関する重要な事項につき、協議・決議を行っている。

## 貸借対照表

(令和2年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,307,514</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>104,168</b>
現金及び預金	1,248,864	買掛金	7,012
営業未収入金	34,437	リース債務	4,549
商 品	4,465	未払費用	39,955
原 材 料	2,752	未払法人税等	7,252
貯 蔵 品	4,773	未払消費税等	26,089
前 払 費 用	10,906	預 り 金	7,984
そ の 他	1,313	前 受 収 益	7,206
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,462,048</b>	賞与引当金	3,933
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,379,612</b>	そ の 他	185
建 物	275,993	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,394,837</b>
構 築 物	215,122	リース債務	6,262
機 械 及 び 装 置	52,710	入会金預り金	339,600
車 両 運 搬 具	2,079	会員預り保証金	2,013,000
工具、器具及び備品	12,315	退職給付引当金	35,975
立 木	170,480	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,499,005</b>
コ ー ス	553,509	<b>純 資 産 の 部</b>	
土 地	1,087,461	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,270,550</b>
リ ー ス 資 産	9,938	資 本 金	1,213,350
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>3,750</b>	資 本 剰 余 金	108,000
借 地 権	1,086	その他資本剰余金	108,000
ソ フ ト ウ ェ ア	1,438	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>225,612</b>
そ の 他	1,225	その他利益剰余金	225,612
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>78,684</b>	別 途 積 立 金	570,000
投 資 有 価 証 券	113	繰越利益剰余金	△344,387
敷 金 及 び 保 証 金	72,875	<b>自 己 株 式</b>	<b>△276,412</b>
長 期 前 払 費 用	3,767	評 価 ・ 換 算 差 額 等	6
そ の 他	1,928	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,769,563</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,270,557</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>3,769,563</b>

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(令和2年1月1日から令和2年12月31日まで)

科 目	金 額	金 額
科 目	千円	千円
<b>売 上 高</b>		
年会費及びロッカー収入	171,054	
ブレイ収入	470,871	
食堂売店売上	112,787	
その他の収入	20,980	775,694
<b>売 上 原 価</b>		795,178
<b>売 上 総 損 失</b>		19,484
販売費及び一般管理費		112,917
<b>営 業 損 失</b>		132,401
<b>営 業 外 収 益</b>		
受取利息及び配当金	1,418	
名義書換料	100,500	
固定資産賃貸料	10,200	
雑収入	20,211	132,329
<b>経 常 損 失</b>		71
<b>特 別 損 失</b>		
固定資産除却損	856	856
<b>税 引 前 当 期 純 損 失</b>		927
法人税、住民税及び事業税		3,240
<b>当 期 純 損 失</b>		4,167

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

(令和2年1月1日から令和2年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計			
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	1,213,350	108,000	108,000	570,000	△340,219	229,780	△276,412	1,274,718	
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額									
当 期 純 損 失					△4,167	△4,167		△4,167	
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)									
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△4,167	△4,167	-	△4,167	
当 期 末 残 高	1,213,350	108,000	108,000	570,000	△344,387	225,612	△276,412	1,270,550	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	44	44	1,274,762
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額			
当 期 純 損 失			△4,167
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	△37	△37	△37
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△37	△37	△4,205
当 期 末 残 高	6	6	1,270,557

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

- (1) 商品、原材料及び貯蔵品は、いずれも先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によって評価しております。
- (2) 有価証券
  - 満期保有目的の債券  
償却原価法（定額法）を採用しております。
  - その他有価証券
    - 時価のあるもの  
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
    - 時価のないもの  
総平均法に基づく原価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産の減価償却の方法は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備、構築物については、定額法によっております。
  - ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
  - ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 賞与引当金は、従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (5) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。
- (6) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあります。外部の情報源に基づく情報等を踏まえ、当該影響が概ね令和3年度は継続するものと仮定して令和2年12月期の固定資産の減損会計等の会計上の見積りをおこなっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,613,503千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 2,547株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 400株

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については比較的安全性の高い債券等で行っており、投資有価証券の内容は普通株式です。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

令和2年12月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預金	1,248,864	1,248,864	—

##### (注1) 金融商品の時価の算定方法

現金及び預金

これらは短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

##### (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
敷金・保証金 *1	72,875
入会金預り金 *2	339,600
会員預り保証金 *2	2,013,000

\*1 敷金・保証金は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

\*2 入会金預り金及び会員預り保証金は、償還期限が定められていないことから将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

##### (注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年 以 内	1 年超5 年以内	5 年超10年以内
現金及び預金	1,248,864	—	—

#### 5. 1株当たり情報に関する注記

##### (1) 1株当たり純資産額

591,782円55銭

##### (2) 1株当たり当期純損失

1,941円20銭

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和3年2月22日

株式会社 日高カントリー倶楽部

取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 佐藤 禎 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 寺田 聡 司 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日高カントリー倶楽部の令和2年1月1日から令和2年12月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年2月26日

株式会社 日高カントリー倶楽部 監査役会

監査役(常勤) 伊 東 輝 昌 ⑨

監 査 役 宮 島 壯 太 ⑨

監 査 役 岩 崎 徳 雄 ⑨

(注) 監査役伊東輝昌、宮島壯太、岩崎徳雄の3氏は、社外監査役であります。

以 上

以 上



株主総会参考書類

議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役高橋正孝氏、泉田保夫氏、内藤潔氏が任期満了となりますのでその再任を、また経営体制強化のため新たに1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
1	高橋正孝 (昭和12年10月2日)	昭和35年 昭和電工㈱入社 昭和49年 当社取締役 昭和62年 当社代表取締役社長(現在)	150株
2	泉田保夫 (昭和22年2月27日)	昭和44年 東京日産自動車販売㈱入社 平成17年 同社取締役 平成23年 当社相談役 平成25年 当社取締役(現在)	—
3	内藤潔 (昭和47年8月12日)	平成7年 ㈱鍛冶屋敷入社 平成16年 慶応義塾大学総合政策学部講師 平成21年 ㈱鍛冶屋敷代表取締役(現在) 平成27年 当社取締役(現在)	21株
4	松本護 (昭和31年11月17日)	昭和54年 ㈱ブリヂストンスポーツ東京入社 平成10年 ㈱ブリヂストンスポーツ 東日本取締役 平成26年 当社支配人(現在)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 内藤潔氏は社外取締役候補者であります。  
 3. 内藤潔氏の経歴及び見識から社外取締役候補者といいたしました。  
 4. 内藤潔氏の当社取締役の在任期間は本総会終結の時をもって6年であります。

以上